

要綱案の取りまとめに向けた残された論点の概要

第1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄法制の規律

1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄（等）

(1) 単位事件類型

婚姻・離婚に関する事件，実親子関係事件，養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え，離縁を目的とする訴えの管轄原因が揃うこととなったことを踏まえ，その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えを含め，単位事件類型を「人事に関する訴え」（人事訴訟法第2条柱書）とすることで良いか。

(2) 試案【甲案】①で身分関係の当事者である被告の居所を管轄原因とすることの適否

部会においては，①は被告の応訴負担に配慮した管轄原因であるから，身分関係の当事者である被告の住所がどこにもない又は知れない場合には，その居所を管轄原因とすべきであるとの意見があったものの，他方で，①が被告の応訴負担に配慮した管轄原因であるとしても，人事に関する訴えと日本との間の関連性を前提としているところ，身分関係の当事者の居所であることが，日本の裁判所に管轄権を認めるほどに十分な関連性といえるのかについては疑問も提起された。

この点について，どのように考えるか。

(3) 試案【甲案】②で身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にある場合に限ることの適否

部会においては，適正かつ迅速な裁判の実現（審理の円滑な進行）という観点から，身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることが必要であるとする意見もあったが，身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有することのみで日本の裁判所に管轄権を認めるだけの関連性があるといえるため，これに加えて，身分関係の当事者である原告が日本国内に住所を有することを要件とすべきでないとの意見が多かった。

この点について，どのように考えるか。

(4) 試案【甲案】④の具体的規律の在り方

部会においては、④のような規律を明文で設けることに特段の異論はなかった。

④の具体的な規律の在り方については、日本の裁判所に訴えを提起する以外に原告の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難である場合をも含めるべきであるとの意見も存在した。

この点について、どのように考えるか。

(5) 被告の「同意」がある場合の原告住所地による管轄の採否

部会においては、身分関係の当事者である原告の住所地である日本の裁判所での審理裁判に応じることに身分関係の当事者である被告が同意している旨の書面が提出された場合、被告に訴状を送達し、被告が本案審理に異議なく応訴するときには、日本の裁判所の管轄権を認めて良いとの意見があった。

他方で、①国内管轄においては合意管轄及び応訴管轄が認められていないこと、②さらに、国際的な要素を有する人事訴訟事件においては、法廷地の変更は、国際私法の差異を通じて当該事件に適用される実質法の変更を招来し得るところ、この実質法の変更のリスクについて被告が十分に認識できるか否かなどの問題も存在する。

この点について、どのように考えるか。

2 死後離縁を目的とする審判事件の国際裁判管轄

部会においては、申立人の住所及び縁組の当事者の一方の死亡の時の住所に加え、離縁の訴えと同様に国籍を管轄原因とする提案があった。そして、国籍を管轄原因とする場合には、離縁の訴えの国際裁判管轄においては共通本国を管轄原因としていることなどを考慮して、身分関係の当事者の双方が日本国籍を有することを要件とする見解があり得る。

この点について、どのように考えるか。

3 相続に関する審判事件の国際裁判管轄

部会においては、財産所在地管轄について、これを認めるべきではないとする意見と認めてよいとする意見があり、後者については、過剰管轄の弊害に対処するため、事件の種類に応じて日本に管轄権を認める場合を限定することについては困難であり、財産に着目して日本に管轄権を認める場合を限定し、具体的な限定の方策を引き続き検討すべきであるとする意見があった。

仮に財産所在地管轄を認める場合は、上記限定の方策に加え、特に遺産

の分割の審判事件を念頭に、日本ですることができる遺産分割の対象の範囲、日本でされた遺産分割の審判の効力と外国でされた遺産分割の裁判の効力との関係等について、整理をする必要があり、これらの整理が困難であれば、財産所在地管轄を認めないことも考えられる。そして、財産所在地管轄を認めないことの適否については、相続開始時における被相続人の住所等の管轄原因において、段階的に居所、最後の住所、というように管轄原因を拡大していることから、必ずしも管轄権が認められる場面が狭すぎることはないという評価もあり得ること（日本に管轄権が認められない具体的な場面としては、日本に一度も居住したことがないが日本に財産を有する者の相続について、合意管轄が認められない場面を挙げることができる。）等、相続に関する審判事件における他の管轄原因との関係に留意する必要があると考えられる。

財産所在地管轄の採否について、どのように考えるか。

第2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方

1 併合請求（附帯処分等）

附帯処分等については、準拠法となる実質法が離婚等とある処分を同時に行うべきであるとしている場合に限り、適法に離婚事件等が係属している裁判所に当該処分の管轄権を認めるべきであるとの意見もあったが、比較的多数の意見は、準拠法となる実質法を直接想定した規定を設けることはせず、子の利益に適う場合には、適法に離婚事件等が係属している裁判所に、親権又は監護に関する処分についての管轄権を認めるべきであるとの意見であった。

その上で、子の利益に適うことの確保は、特別の事情による却下に委ねるべきであるとの意見と、積極的又は消極的要件として記載をすべきであるとの意見があった。

離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定その他親権に関する処分及び子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判を行う場合には、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定その他親権に関する処分及び子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についても管轄権を有するものとする。

※ 下線部は、試案④からの変更点。

※ 子の利益に適わない場合の管轄権の否定は、特別の事情による却下の規律によるものとする。

【別案①】 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定その他親権に関する処分及び子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判を行う場合には、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定その他親権に関する処分及び子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についても管轄権を有するものとする。ただし、子の〔手続上の〕利益に適わないときは、この限りではない。

【別案②】 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定その他親権に関する処分及び子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判を行う場合には、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、子の〔手続上の〕利益に適うときに限り、日本の裁判所は、親権者の指定その他親権に関する処分及び子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についても管轄権を有するものとする。

※ 下線部は、上記案との相違点。

この点について、どのように考えるか。

2 緊急管轄

緊急管轄については、次のような規定を設けるか、それとも、解釈に委ねるものとするについて、議論が残っている。

人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて、他の国際裁判管轄に関する規定によれば日本の裁判所が管轄権を有しないこととなる場合であっても、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であり、かつ、その訴え又は申立てが日本に関連があるときは、裁判所は、その訴え又は申立てについて、管轄権を有するものとする。

規定を設けるべきとする見解は、①明文の規定がある方が、実務において緊急管轄が認められやすいという点を指摘し、②財産権上の訴えにおいては、緊急管轄が問題となる事例はあまり想定できないのに比して、人事訴訟事件及び家事事件についてはそのような例が存在するのであるから、民事訴訟法には規定が設けられなかったことを踏まえても、人事訴訟事件及び家事事件については規定を設けるべきであるとする。

他方、明文規定を設けず、緊急管轄は解釈により認めるべきであるとする見解は、①民事訴訟法との平仄、特に、人事訴訟事件及び家事事件についてのみ緊急管轄の規定を設けると、その反対解釈により、財産権上の訴

えにおいては解釈によっても緊急管轄が認められないとされるおそれがあること、②現在の規定振りで要件が過不足なく規定できているかには疑問があることを指摘する。

この点について、どのように考えるか。

3 家事審判事件を本案とする審判前の保全処分の国際裁判管轄

部会において、意見募集の結果を踏まえ、家事審判事件を本案とする審判前の保全処分の国際裁判管轄について、本案係属要件を要求する規律を提案する試案について検討を行ったところ、家事審判事件を本案とする審判前の保全処分についても、人事訴訟を本案とする保全命令事件と同様に、本案係属要件を要求せず、財産所在地を管轄原因とすべきとの意見があった。

もつとも、仮に国際裁判管轄の規律として本案係属要件を要求せずに財産所在地を管轄原因としたとしても、家事事件手続法第105条が審判前の保全処分の要件として本案係属要件を課している以上、本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあった場合にあっては、その家事調停事件）が係属していない限り、本案前の保全処分の申立てを却下せざるを得ない。そして、日本の裁判所に本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあった場合にあっては、その家事調停事件）が係属していない場合であっても保全処分に相当する手続を可能とする方法としては、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律のように外国裁判所の手続を承認援助するための別の手続を設ける必要があるとする意見、家事審判に相当する手続を本案とする民事保全を行うことができるようにする必要があるとの意見など様々な意見があったものの、国際裁判管轄の規律のみではこの問題に対処することができないという限度では概ね意見が一致している。

以上のような議論状況を踏まえると、現段階で、上記のような家事審判事件を本案とする審判前の保全処分の国際裁判管轄についての規定を設けるのは相当ではなく、むしろ、将来的に、国内手続を含めた財産保全のための手続の在り方を含めて検討すべき課題であるとも考えられる。

この点について、どのように考えるか。